

匿名データの貸与の取扱いについて（案）

平成30年 月 日

「全国学力・学習状況調査」の個票データ
等の貸与に関する有識者会議決定

「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）第6の3に規定する匿名データの審査方法等については、以下のとおりとする。

1．利用申出の受付

文部科学省は、ガイドライン第5の6の規定に関わらず、匿名データの利用申出の受付を随時行う。

2．審査方法

匿名データの利用申出に係る審査については、安全性に配慮し匿名化のための処理を行っているという匿名データの特性に鑑み、ガイドライン第6の5の規定に基づき、有識者会議の審査を原則として省略できるものとする。

3．有識者会議への報告

2に基づき有識者会議の審査を省略した匿名データの貸与に関し、文部科学省は、申出者名、貸与時期、所属機関、研究等の名称、貸与したデータの種類等の実績を定期的に有識者会議へ報告し、公表する。

(別紙)

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン
該当部分抜粋

第5 個票データ等の利用申出手続き

6 個票データ等の利用申出

文部科学省は、申出書の受付を年に3回程度一定期間に行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、文部科学省のホームページにて事前に公表するものとする。

第6 申出に対する審査・決定について

3 貸与データが匿名データの場合の審査・決定について

匿名データの利用申出に係る審査は、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。なお、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

5 有識者会議の審査を省略することができる利用

過去に同様の類型の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。ただし、この場合にあっても、申出者及び利用者において本ガイドライン等で定める適切な利用を行う必要がある。また、定期的に利用実績について、有識者会議に報告し、公表することとする。